

西脇市地域クラブサポーターバンク設置規程

(設置)

第1条 西脇市における地域クラブの継続的な活動に向け、スポーツ・文化芸術活動の指導者を確保するため、西脇市地域クラブサポーターバンク（以下「サポーターバンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「地域クラブ」とは、西脇市地域クラブの認定に関する規程（令和7年西脇市教育委員会告示第 号）第3条第2項の規定により、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けた団体をいう。

(登録要件)

第3条 サポーターバンクに登録することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 登録を申請する年の4月1日現在において18歳以上の者（高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在籍する者を除く。）であること。
- (2) スポーツ・文化芸術活動に関心があり、その指導又は支援（以下「指導等」という。）に意欲を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、サポーターバンクに登録することができない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する欠格事由に該当する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に規定する欠格事由に該当する者
- (3) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (4) 過去の指導等において、体罰、暴言、ハラスメントその他指導者として不適切と認められる行為をした者
- (5) その他教育委員会が不相当と認める者

(登録の申請等)

第4条 サポーターバンクに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市地域クラブサポーターバンク登録申請書兼誓約（同意）書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、西脇市地域クラブサポーターバンク登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知

するものとする。

(有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の3月末日までとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録の決定を受けた者(以下「サポーター」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに西脇市地域クラブサポーターバンク登録内容変更届(様式第3号)により教育委員会に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 サポーターは、サポーターバンクの登録を取り消そうとするときは、速やかに西脇市地域クラブサポーターバンク登録取消届(様式第4号)により教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、サポーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) この規程の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたとき。

(3) 正当な理由なく、おおむね6月間にわたり連絡が取れないとき。

(4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

3 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、西脇市地域クラブサポーターバンク登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(サポーターの主な役割)

第8条 サポーターの主な役割は、次に掲げる業務の一部又は全部とする。

(1) 専門的な技能及び知識に基づく実技指導

(2) 安全管理、けがの予防及び発生時の対応

(3) 大会、練習試合、発表会等への引率

(4) 活動に必要な用具及び施設の点検並びに管理

(5) 保護者等との連絡調整及び連携

(秘密の保持)

第9条 サポーターは、地域クラブの活動を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録が取り消された後も、同様とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。